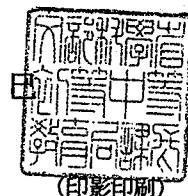


27初健食第28号
平成28年1月19日

各都道府県知事・各指定都市市長
各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 国 立 大 学 法 人 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

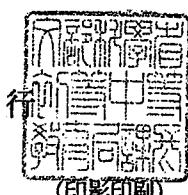
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

串田俊



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田勝



文部科学省高等教育局高等教育企画課長

森田正信



「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について」及び「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について」の送付について（通知）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布され、平成27年12月1日より心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づく面接指導の実施を事業者に義務付けること等を内容としたストレスチェック制度が施行されました。今般、厚生労働省において、労働安全衛生法の規定に基づき公表されている「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」及び平成16年10月29日付け基発第1029009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」等について所要の改正が行われ、そのことについて別添のとおり厚生労働省労働基準局長から周知依頼がありましたので、通知します。

都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対して周知されるようお願いします。

なお、事務手続上の不備により、通知が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 企画調整係

T E L : 03-6734-4950

F A X : 03-6734-3794

E-mail : kenshoku@mext.go.jp

基発 1130 第 1 号
平成 27 年 11 月 30 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。）による労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の改正により、平成 27 年 12 月 1 日から労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたところであり、学校・教育委員会もその対象となっております。今般、同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する下記の 4 指針について、本日付で所要の改正が行われ、平成 27 年 12 月 1 日から適用されることとなりました。

改正点は別紙 1～4 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙 5～8 のとおりですので、貴省におかれましても、これに基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、学校・教育委員会に対する周知方特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号）
- 2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号）

3 労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号)

4 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施に関する指針(平成 27 年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号)

基発 1130 第 1 号
平成 27 年 11 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等
について

平成 26 年 6 月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。）による労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の改正により、平成 27 年 12 月 1 日から労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたところであり、同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する下記の 4 指針について、本日付けで所要の改正が行われ、平成 27 年 12 月 1 日から適用されることとなった。

改正点は別紙 1～4 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙 5～8 のとおりであり、別添のとおり関係事業者団体等に対して周知したので了知するとともに、貴局においても関係者に対して周知されたい。

記

- 1 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号)
- 2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 (平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号)
- 3 労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号)

4 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施に関する指針（平成 27 年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号）